

令和6年（行ウ）第386号 国葬関連文書「不存在」決定処分取消等請求事件

原 告 特定非営利活動法人T a n s a

被 告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣府大臣官房長）

求 釈 明 書

2026年6月19日

東京地方裁判所民事第3部A2係 御中

原告訴訟代理人

弁 護 士 喜 田 村 洋 一

同 二 関 辰 郎

同 高 橋 涼 子

同 小 野 高 広

同 西 村 友 希

被告の令和 8 年 6 月 1 2 日付準備書面（6）（以下「被告準備書面（6）」という）の記載内容等に関して、下記のとおり、釈明を求められたい。

第 1 「内部」及び「報告先」の特定について

被告準備書面（6）には、葬儀形式文書（甲 3 5 文書）に関して、「内部の報告用」（2 頁 1 0 行目）、「内部に向けた報告のため」（同頁 1 5 ～ 1 6 行目）、「内部の報告先」（3 頁 3 行目）といった記載があるが、これらがどこ、あるいは誰を指すのかは不明である。

したがって、これらの記載において、「内部」とはどこ（誰）か、「報告先」はどこ（誰）かを、それぞれ明らかにされたい。

なお、報告先が複数であれば、すべてを特定されたい。その際、報告先に内閣総理大臣又は内閣総理大臣秘書官を含むのか（双方を含む場合にはその旨）も明らかにされたい。

第 2 被告が「やりとりした内容を記録した文書」の意味内容をどのように捉えたかについて

被告準備書面（6）には、「甲 3 5 文書は、『内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書』ではない」との記載がある（4 頁 1 3 ～ 1 4 行目）。しかし、被告は、「やりとりした内容を記録した文書」の意味内容をどのように捉えているかを明らかにしていない。

したがって、裁判所の当事者双方に対する求めに対応して原告が原告第 4 準備書面で行ったのと同様に、「やりとり」、「内容」及び（甲 3 5 中の「内閣法制局も了解」にいう）「了解」の各語の通常の意味を明らかにしたうえで、「やりとりした内容を記録した文書」の意味内容をどのように捉えているかを明らかにされたい。

そのうえで、葬儀形式文書（甲 3 5）が、なぜ「やりとりした内容を記

録した文書」に該当しないと主張しているのか、その理由を明らかにされたい。

第3 葬儀形式文書（甲35文書）の起案者について

2026（令和8）年5月12日に行われた第7回口頭弁論期日において、被告は、「甲35号証を起案した人物を確認し、その結果につき書面を提出する」こととされた（同口頭弁論調書2頁）。

しかし、被告準備書面（6）は、甲35文書について「当時内閣官房内閣総務官室内閣参事官の職にあった西澤元参事官が責任者として作成に関与した」と記載するのみで（2頁11～12行目）、甲35文書を起案した人物を特定していない。

したがって、被告において甲35文書を起案した人物を明確にされたい。

以上